

「別記 2」 境界標識の様式及び設置要領
(第 7 5 条)

境界標識の様式及び設置要領

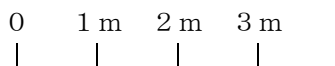
1 様式

- (1) 境界標識は宮崎県規格（12cm×12cm）角で長さ120cmの鉄筋コンクリート杭のものを標準とし、杭の頭部中心に「+」、側面には「宮崎県」と刻印の表示をする。
- (2) 受注者は、境界杭の埋設箇所が地形・地盤の強弱・設置場所等により指定する深さまで掘削することが困難な場合には、処置方法について調査職員と協議しなければならない。
なお、境界杭の設置場所がコンクリート等で設置困難な場所では、設置位置について調査職員の確認を受け、金属製鉋等を使用することができる。
- (3) 境界標識には一連番号を付する。
- (4) 見取図は別紙のとおりである。

2 設置要領

- (1) 境界標識は、官有地から「宮崎県」の刻印が読みとれるように杭の向きを定め、杭上面の「+」の中心部を私有地と官有地の境界線上に一致させるよう設置する。
- (2) 境界杭の設置場所は、原則として測点毎両側に設置する。ただし、直線部（用地買収線）で見通しのよい場所では、おおむね50m間隔毎に設置する。
- (3) 道路等の角地及び岩盤等地盤堅硬な箇所では、通行等の支障とならないよう埋込み、設置する。
- (4) 境界杭を設置したときは、用地実測平面図に構造物、境界杭設置個所、境界番号並びに字名、地目、地番、隣接者名を記入した図面を作成する。

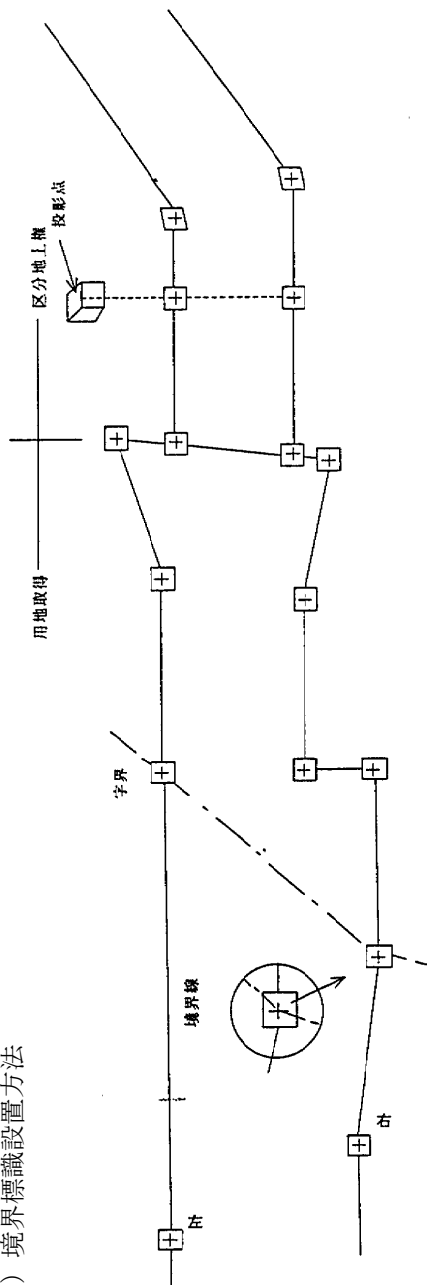
この図面は縮尺1/500とし、縮小化による縮尺不明を防止するための寸法表示をする（下記）。



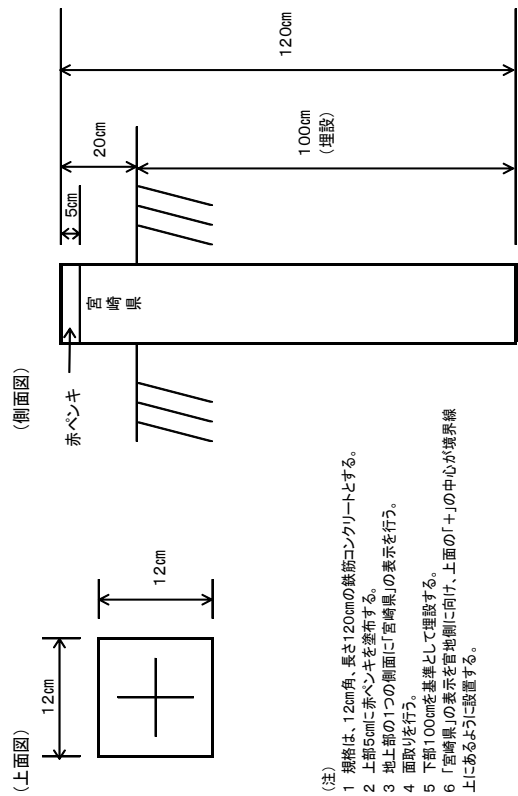
- (5) 境界杭の位置の明示のため公共座標値を記載した境界杭設置調書を作成する。ただし、公共座標がない（過去に測量した図面）場合には省略できる。

標識

(1) 境界標識設置方法



(2) 取得用地境界標識



- (注)
- 1 規格は、120mm角、長さ120mmの鉄筋コンクリートとする。
 - 2 上部5cmに赤ペンキを塗布する。
 - 3 地上部の1つの側面に「宮崎県」の表示を行う。
 - 4 面取りを行う。
 - 5 下部100mmを基準として埋設する。
 - 6 「宮崎県」の表示を管地側に向け、上面の「+」の中心が境界線上にあるように設置する。

(3) 権利設定等標識

標識構造 (コンクリート標識)

